

県、農林分野での専門職大学設置検討を開始 静岡県は農林大学校を移行

県政レポート <http://www.sidah.com>

志田英紀

しだひでのり

第20号
平成31年1月15日発行
志田英紀事務所



県議会農林常任委員会にて



静岡県立農林大学校にて

県は、農林分野での専門職大学（※1）設置に向けて検討を開始しました。農林水産部は、専門職大学設置なども踏まえた高度な農林業人材育成のためのシンポジウムを今年度補正予算で実施しています。平成31年度の概算要求では、検討組織を立ち上げ、基本構想策定等を目指す考えです。そこで全国に先駆けて取り組んでいる、来年4月開学予定の静岡県立農林環境専門職大学・農林環境専門職大学短期大学部（いずれも仮称）の取り組みを調査しました。専門職大学と静岡県立農林大学校（2年制）との係わりが重要なことから、農林大学校において担当の静岡県農業ビジネス課同席で行いました。静岡県は、基本的理念や養成人材像をまとめた基本構想を平成30年2月に策定、続いて有識者や農林団体代表者等で構成する専門職大学基本計画

検討委員会を設置して、基本構想を踏まえた教員組織や施設整備、カリキュラム等について検討して来りました。そして、昨年の10月に文部科学省へ設置許可申請書を提出しています。定員は、4年制部が96人（1学年24人）、短期大学部が200人（1学年100人）です。静岡県は検討の末、新設する農林環境専門職大学は、農林大学校を移行するとしています。

専門職大学を設置するには、国の設置基準をクリアしなければなりません。設置基準の内容は、例えば産業界及び地域社会の連携により教育課程を編成し、効果的に実施するための教育課程連携協議会の設置が義務付けられています。また、必要専任教員数の4割以上は、5年以上の実務経験を有し、高度の実務能力を有する実務家教員であること。校



静岡県立農林環境専門職大学（短期大学校）パンフ

地面積は、学生1人当たり概ね10㎡であること。体育館や専門職員が配置され学術雑誌・専門書等が系統的に備えられた図書館の設置などです。昨年12月定例会の農林水産常任委員会において、現段階における専門職大学設置へのスケジュールや国の設置基準への考え方を質しました。今後は、設置へ向けての検討委員会での議論や県民の意見等も踏まえ、進めて行くこととなります。山形大学農学部や山形県立農林大学校等との教育目的の明確化を図りながら、農林大学校と併設するのか、農林大学校を移行するのか等、本格的な議論が求められます。

※1 平成28年の中央教育審議会の答申を受け、学校教育法改正で設置が認められた。実習や実践を通して即戦力となる人材を育成することを目的とした大学。

黒川能等未登録文化財 調査体制づくりを

国は、既存法の一部を改正して文化芸術基本法を平成29年に施行しました。改正の概要は、今までの文化芸術の振興に加え、観光・まちづくり・国際交流等の施策についても新たな法律の範囲に取り組みことにしていることです。県観光文化スポーツ部は、こうしたことを受けて、平成30年山形県文化基本条例を、その具体的な取り組みとして文化推進基本計画の策定作業を進めています。一方、平成31年4月施行の文化財保護法の一部改正に伴い、都道府県は地域における文化財の保護・活用に関する総合的な施策の大綱を策定することになります。同時に、文化財保護の事務は、教育庁の所管とされていますが、条例により地方公共団体の長が担当出来るとしています。これは、山形県に例えれば、文化財保護についても知事部局である観光文化スポーツ部が所管出来ることを意味します。

3名の調査員が来鶴し、3日間の調査が行われました。余りにも貴重な対象品があることから、来年度も調査を続行することです。このきっかけは、大夫はじめ関係者の「貴重な品々があると思うのだが、修復・修繕するに値する物なのか、調査の必要がある」とした一言からでした。こうした埋もれている未登録文化財を掘り起し、表舞台に登場させることは、極めて重要です。昨年京都府の未登録文化財等の取り組み調査を行いました。京都府の主たる文化財数は、全国比で国宝が21%、重要文化財で18%に及びます。建造物や記念物、美術工芸品をとっても、絵画・彫刻・工芸・考古・歴史等で細分化され、それぞれに担当専門職員が配置されています。未登録文化財については、京都府、京都市、府内町内会、府内寺社府内博物館の学芸員(※2)等による連携組織があり、定期的に協議の場を設けています。残念ながら山形県には、学芸員等の資格を有する職員は少数いますが、すべてが一般



黒川能装束を調査する文化庁調査員 きっかけになった黒川能収蔵品視察

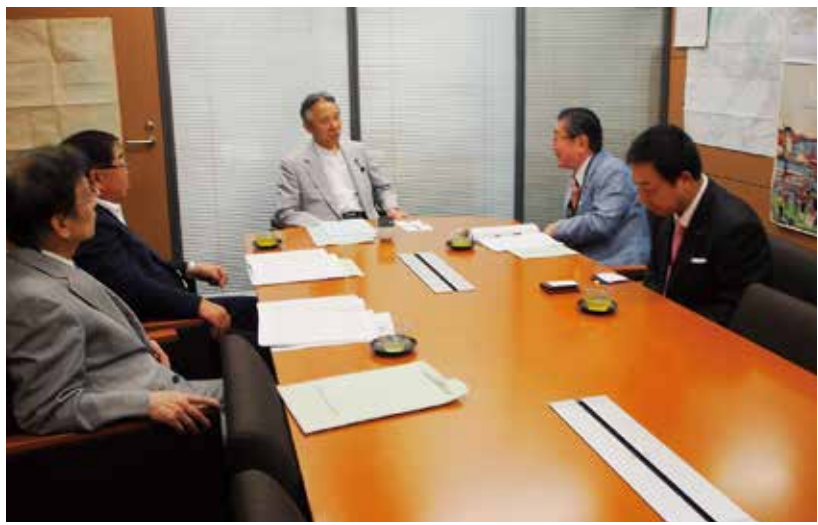
職採用であり、専門職員採用は皆無です。まして、県立博物館にはプロパー学芸員はおらず、学芸員資格を有する教員が数年勤務した後、教育現場に戻るのが現状です。今後の取り組みを考えれば、文化・芸術分野の専門職での県職員採用が不可欠と考えます。そして県内には、学芸員を配する博物館もあります。県は市町村と連携し、専門的知見を有する学芸員等の協力を得て、未登録文化財への取り組みを進める体制づくりが求められます。

※2 博物館法の規定に基づき、文部科学省が認定する制度。博物館等で、資料収集・保管・調査研究等に携わる専門職員

重要物流道路全国に先駆け要望 県の「道路中期計画」策定年度末

国は、昨年道路法の一部を改正し、重要物流道路制度を新設しました。重要物流道路とは、平常時・災害時を問わず、安定的な輸送を確保するため重要道路として、国土交通大臣が指定する制度です。地域高規格道路、直轄国道、空港・港湾からのアクセス道路等が対象とされ、機能強化や重点支援を国が実施するものです。また、大型の国際海上コンテナ車等の円滑な通行を図るため、水準が高い特別な構造基準も設けています。こうした情報を捉え、全国に先駆けて行動して来ました。県では、国道47号・48号・113号・112号・287号線等が候補とされていますが、今まで山形河川国道事務所を始め、東北整備局、国土交通省への要望活動や意見交換等を再三行なって来ました。既存道路は年

度末、新規道路については夏頃と指定時期が取沙汰されていますが、国の指定作業が待たれるところです。県は、今後10年間の「道路中期計画2028」(仮称)の策定作業に入り、年度末の公表を目指しています。その内容は、地域高規格道路の整備促進、重要物流道路の道路中期計画への反映、豪雨・豪雪に対する防災・減災対策、通路等の安心・安全対策等です。昨年の庄内総合支庁で開



重要物流道路中央陳情



催された地域議員協議会で、鶴岡ジャンクションがハーフジャンクションであり、山形道から直接温海方面に乗り入れが出来る様にフルジャンクションにすること。合わせて五十川インターも新潟方面からの乗り降り出来る様に、フルインターにすることを中期計画に盛り込むべきと主張しました。今から、計画に盛り込んでおくことが重要なのです。

障がい者雇用水増し問題 全国に発信できる新たな取り組みを

障がい者法定雇用制度（※3）の水増しが、大きな問題となつていきます。県は、平成31年度の不足数見込みを約106人としていますが、4月採用予定の10人を引いても100人程度が不足することになります。そこで不足数については、知事部局内の非常勤職員を精査して、約100人弱の非常勤の障がい者雇用水を進めたい考えです。

一方で、原因究明や再発防止、今後の採用の在り方等を検討するため、学識経験者等で構成する「山形県障がい者雇用に係る検証委員会」を昨年末に2回開催しました。検証委員会でも、厚生労働省からの単年度における採用計画の提出義務があるにしても、こうした取り組みは現実的でないとの意見も出されています。障がい者雇用を取り組むためには、職種のマッチングや職場環境の整備並びに職員

の障がい者に対する理解も必要です。また、非常勤の短期雇用は将来に向けて不安定です。適切な障がい者雇用を進めるには、時間が必要なので

す。昨年12月に「障がい者で採用している職員のうち、知的障がい者の雇用数は何人ぐらいですか」と尋ねたところ、「トライアル雇用（※4）で採用した5人です。」との回答がありました。「じゃあ、10年近く前に提言し、制度化したトライアル雇用の方々だけですね。あれからほとんど進んでいないのですか」と。こうした経緯からも、障がい者雇用を進めるには、十分な準備や仕組みづくりが欠かせないのです。

検証委員会の役割は、いつ

たん終了したものの、引き続き

いての部外専門家等によるワーキングチームの設置や障がい種別の採用計画、そして県内には、発達障がい認定に係わる専門医が不足していることから充実等も合わせ、障がい者雇用の新たな制度づくりについて重ねて提言して行くつもりです。

こうした機会であ



障がい者雇用を視察

るからこそ、県は全国に発信出来る障がい者採用制度を構築すべきなのです。

※3

国、地方公共団体、民間企業は、労働者数の一定の割合に相当する身体・知的・精神障がい者を雇用することが義務付けられている制度。県は25%、県教育庁等は24%

※4

平成21年度から取り組み、非常勤嘱託職員として最大1年雇用。その後マッチングが図られれば、非常勤職員として継続雇用する知的障がい者等を対象とした制度

行政初、ウーバーをタクシーへ導入 交流人口増を目指し観光客誘致に

兵庫県淡路県民局は、29年に策定した「淡路島総合観光戦略」を推進するうえで、インバウンドを含めた**宿泊を伴う旅行者**（※5）の増加対策

にその使用方法等を島民に伝えるのか等、質したところで

が必要ことから、特に高速バスや関空く洲本間航路等の

高速艇による来島者への二次交通の充実が求められていました。そこで、淡路島内の公共交通環境の充実を図る必要性から、スマートフォンを利用した配車アプリであるウーバー（※6）のシステムを淡路島内のタクシーに導入する

実証実験を開始しました。ウーバー配車アプリ導入は、かつて視察した「気張るふるさと丹後町」の様なNPO等の導入事例はありますが、行政が導入するのは初となります。

この配車システムは、多言語対応で、配車依頼や想定運賃の事前確認が出来、降車時の支払いがスマホで出来る等の利便性があります。しかし一方では、島内で乗車して島外

の降車は可能ですが、基本的には島内だけの利用なのです。また、視察の折も、島民も利用することからどの様

にその使用方法等を島民に伝えるのか等、質したところで

県のインバウンド・国際交流推進課によれば、平成29年の外国旅行者数は約20万人で、前年比150%です。今年度は、台湾からの120便ほどの国際チャーター便が運航していることもあり、更なる伸びが予想されます。去年の9月には、国内最大のLCC（※7）であるジェットスター・ジャパン（株）が、庄内空港く成田空港間の就航検討を表明しています。また県は、庄内空港の滑走路500m延長に向けて、B/C（※8）調査を開始しています。今、交流人口を増やすことへの土台づくりが始まっています。

※5

明石大橋・鳴門橋等の交通の利便性から、宿泊は大阪・神戸・四国へ流れ、淡路島は宿泊客が少ないのが現状。

※6

米国企業ウーバー社が、提供する専用アプリ。専用アプリを利用してタクシー等を予約・利用出来るスマートフォン向けのサービス。

※7

ローコスト・キャリアの略称で、効率的な運営により低価格の運賃で運航サービスを提供する航空会社。

※8

ビー・バイ・シー（費用便益）。Cはコストで、造るのにかかる費用。Bはベネフィットで、造ることによって新たに生まれる経済効果です。BをCで割った値が、B/Cです。



兵庫県淡路県民局にて

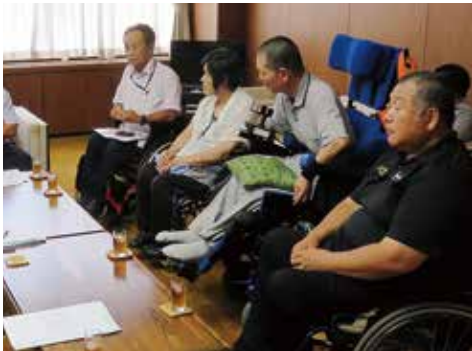
山形県身体障がい者福祉バス 「はばたき」補正予算で新車導入

昨年の7月、全国脊髄損傷者連合会山形県支部の役員の方々と山形県身体障がい者福祉協会から、身体障がい者福祉バスが老朽化して使用出来ないことから、「はばたき」に代わる新たな福祉バス導入の要請を受けました。「はばたき」は、車いすで乗れるバスとして身体障がい者の社会活動参加の推進を図る目的で、各種行事や視察研修等に利用されています。車いす使用者が、利用できる唯一のバスとして乗車出来ない重度障がい者の利用には欠かせない役割を担って来ましたが、ところが現在のバスは、平成7年に配置され、走行距離は27万9千キロに達し、車体・フレームの老朽化、腐食・損傷が著しく、道



全国脊髄損傷者連合会山形県支部の方々 富山県大会にて

路運送車両の保安基準に達せず、車検（平成30年8月）を取得することが困難な状況でした。県は、当初運行出来な期間がリース等でカバーし、平成31年度の当初予算で対応するとしていました。しかしながら、緊急性を要することや、今年全国脊髄損傷者連合会による全国大会が山形県で開催されること、バスに車いすを搬入するリフトや車いすスペースのための車内改装に時間を有し、発注から導入まで6カ月ほどが必要なことから、障がい福祉課や財政課等と交渉の結果、昨年9月の補正予算で対応することになりました。一日も早い新たなバスの導入が、望まれます。



山形県身体障がい者福祉協会と意見交換

花笠ほーぷ隊の活動 真の共生社会を目指して

花笠ほーぷ隊とは、知的障がい者や発達障がいのある人たちの個性的な行動や感覚などの障がい特性を広く知ってもらうため、啓発活動に取り組んでいるボランティアグループです。その活動は、福祉団体研修や民生児童委員研修、町内会研修、県消防学校救急隊員専任者研修等で、青森県や宮城県等の県外活動も行っています。ほーぷ隊メンバーとの懇談の席で、「知的障がい者や発達障がいの人たちの個性的な行動や感覚等の特性をもっと知ってほしい。発達障がい児の中には、痛いの、どこが痛い、どこが痛いのと聞かれても、どこも痛くないと答える子もいます。消防学校の研修では、救急隊員の方々から理解を頂いたと思います。ま

た他県での出来事ですが、警察官が発達障がい者とわからず職務質問したところ、トラブルが生じたこともありました。県の警察学校などで研修の機会を設けてもらえば、行ってみたいと思っています。」との発言がありました。県警察本部と相談し、県警察学校初任科課程での研修会が実現しました。今後も、花笠ほーぷ隊の活躍に期待するところです。



警察学校初任科課程研修会

遠足・修学旅行等の 校外学習へ 看護師が同行出来る 仕組みを

山形県教育庁は、医療的ケアを要する生徒が在籍する特別支援学校に看護師を配置しています。しかしながら、いずれも非常勤の看護師です。特別支援学校の父兄からは、「看護師が、修学旅行等の校外学習に父兄と共に同行出来れば、修学旅行にも子どもが皆と一緒にいけるし、良い思い出づくりや素晴らしい体験も出来るのに」との声が聞かれます。そこで、常勤看護師を配置している福島県を視察しました。福島県教育庁では、その取り組み概要を、そして常勤看護師が配置になっている福島県立大笹生特別支援学校の現場調査を行いました。福島県の特別支援学校は、本校・分校を合わせ23校あります。その内の13校に看護師が配置されています。常勤看護師は7名、非常勤看護師は20名で、合計27名

の看護師が13校に配置されていることになり、驚いたことは、この常勤看護師が常勤教諭に準じ、常勤教諭枠での採用なのです。今後は、医療的ケアを必要とする生徒の実態調査を行い、父兄等の意見も踏まえながら、引き続き常勤看護師配置について進めて行くつもりです。



大笹生（おおぞう）特別支援学校スクールバス

[政務活動を行い、それに基づいて政策提言した報告です]

ご意見、ご質問がございましたら、是非ご連絡下さい。[志田英紀事務所]

〒997-0036 山形県鶴岡市家中新町17-8 e-mail: hidenori@sidah.com
電話: 0235-22-6797 FAX: 0235-23-1135